

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月18日
【発行者名】	東京インフラ・エネルギー投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 永森 利彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス8階
【事務連絡者氏名】	東京インフラアセットマネジメント株式会社 執行役員財務企画本部長兼財務経理部長 真栄田 義人
【連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス8階
【電話番号】	03-6551-2833
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

東京インフラ・エネルギー投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2025年2月18日、本資産運用会社の社内規程である利益超過分配に係る規程を変更し、分配方針（利益を超える金銭の分配）について一部変更を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（１）変更の内容についての概要

変更内容は以下のとおりです。

（変更箇所は下線部分）

現行の利益超過分配に係る規程	変更後の現行の利益超過分配に係る規程
（前略） 第2条（利益超過分配に係る基本方針） 当会社は、本投資法人につき、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、以下の方針に従い、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を行う方針とする。 1 （中略） 2 当会社は、本投資法人につき、運用資産の特性や借入金等の資金調達を通じて確保される一定額以上の現預金残高（余剰現金）も考慮の上、財務の健全性の維持を十分に考慮した上で、長期修繕計画に基づき想定される各営業期間の資本的支出等に影響を及ぼさず、かつ、資金需要（投資対象資産の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投資法人の運転資金、債務の返済及び分配金の支払等）に対応するため、融資枠等の設定状況や中期的な減価償却費、繰延資産の金額と借入返済、資本的支出の金額のバランスを勘案の上、妥当と考える金額について、原則として、每期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）として分配する。ただし、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲で、かつ、<u>当該営業期間の減価償却費の40%を目途とする。</u> 3 （中略） 4 前2項にかかわらず、当会社は、国内外の経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況その他の諸般の事情を総合的に勘案して、再生可能エネルギー発電設備の修繕や資本的支出への活用、借入金又は投資法人債の返済又は償還、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得等の他の選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施せず、又は前2項の目途又は上限より少ない金額の利益超過分配に留めることもできる。 （後略）	（前略） 第2条（利益超過分配に係る基本方針） 当会社は、本投資法人につき、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、以下の方針に従い、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を行う方針とする。 1 （中略） 2 当会社は、本投資法人につき、運用資産の特性や借入金等の資金調達を通じて確保される一定額以上の現預金残高（余剰現金）も考慮の上、財務の健全性の維持を十分に考慮した上で、長期修繕計画に基づき想定される各営業期間の資本的支出等に影響を及ぼさず、かつ、資金需要（投資対象資産の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投資法人の運転資金、債務の返済及び分配金の支払等）に対応するため、融資枠等の設定状況や中期的な減価償却費、繰延資産の金額と借入返済、資本的支出の金額のバランスを勘案の上、妥当と考える金額について、原則として、每期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）として分配する。ただし、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲で、かつ、<u>次項の一時的な利益超過分配の分配額と合わせて法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を上限とする。</u> 3 （中略） 4 前2項にかかわらず、当会社は、国内外の経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況その他の諸般の事情を総合的に勘案して、再生可能エネルギー発電設備の修繕や資本的支出への活用、借入金又は投資法人債の返済又は償還、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得等の他の選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施せず、又は前2項の上限より少ない金額の利益超過分配に留めることもできる。 （後略）

（２）変更の年月日

2025年2月18日